

「フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育」のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部

高所からの墜落災害を防止するため安全衛生法令が改正され、高さ2m以上の箇所において作業床を設けることが困難な場合に、フルハーネス型墜落制止用器具を使用して作業を行なう労働者に対して、労働安全衛生法第59条第3項（労働安全衛生規則第36条第41号）の規定により、事業者には特別教育の実施が義務付けられました。

つきましては、この特別教育を下記により実施することと致しましたので、当該作業に従事する方又は従事することが予定されている方は、受講されますようご案内します。

記

1. 日時 令和7年9月30日（火） （学科） 9：00～14：30（受付8：45～）
（実技） 14：40～16：50

2. 場所 伯耆しあわせの郷（倉吉市小田458）

3. 日程

[学科]

科 目	時 間	講 師
①作業に関する知識	9：00～10：00	1級とび技能士 フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育インストラクター 吉 森 英 樹 氏
②フルハーネス型墜落制止用器具に関する知識	10：00～12：00	
③労働災害の防止に関する知識	13：00～14：00	
④関係法令	14：00～14：30	

[実技] 14：40～16：50（2時間10分、休憩含む）

4. 受講料 鳥取県労働基準協会会員 1人 10,000円（テキスト代込）
（消費税10%、内税909円）
非会員 1人 12,000円（テキスト代込）
（消費税10%、内税1,090円）

5. 申込方法

- (1) 受講定員は、30 名です。定員になり次第募集を締め切ります。
- (2) **令和 7 年 9 月 22 日 (月)**までに別紙「受講申込書」により、郵送又は F a x (0858-22-9054) で当協会中部支部へ申し込んで下さい。受講料は申込み締切日までに、ご持参又は銀行振込によりお支払い願います。なお、入金が確認できない場合はキャンセルされたものとみなします。

※振込先

口座番号 鳥取銀行倉吉支店 (普) 0 2 0 7 2 3 1 名 義 人 (一社) 鳥取県労働基準協会中部支部

6. その他

- (1) 受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場にお越し下さい。
- (2) 受講に際しては、特別教育等受講者記録 (受講証) を持参し、受付時に提出して下さい。
なお、受講者ごとにも「修了証」を交付します。
- (3) 受講申込み後の取消し (含む、欠席) は、9 月 22 日 (月) までに連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんので、ご了承ください。
- (4) 「フルハーネス型墜落制止用器具、ランヤード」をお持ちの方は、一式を持参し、実技の受講に相応しい服装で出席して下さい。なお、保護帽は不要です。
- (5) この特別教育は、「人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース)」の助成対象になります。詳細については、鳥取労働局職業安定部職業安定課 (TEL : 0857-29-1707) へお問合せ下さい。
- (6) 申込み、問合せ先

(〒682-0811) 倉吉市上灘町 115-1 (有)河崎組 3 F

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部

登録番号 : T5270005000526

(T e l ・ F a x 兼用 0 8 5 8 - 2 2 - 9 0 5 4)

(別 紙)

「フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育」受講申込書

受講者氏名	生 年 月 日	備考
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	

(★ 下欄にもご記入願います。)

- (1) 鳥取県労働基準協会へ加入の有無 (加入 ・ 未加入) (いずれかに○印を付して下さい。)
- (2) 受講者数 (名)、 受講料 計 (円)
- (3) 受講料の支払い方法 (持参 ・ 銀行振込) (いずれかに○印を付して下さい。)
- (4) インボイス発行希望 (する ・ しない) (いずれかに○印を付して下さい。)
- ＊希望する場合はいずれかに○をして下さい (請求書 ・ 領収書)
- メールによる受取を希望される方は、下記のメールアドレスまでご連絡ください。
- ro-kyoukaichubu@space.ocn.ne.jp**

上記のとおり申込みます。

令和 7 年 月 日

事業場名：

所 在 地：

(連絡先電話番号： — —)

代表者職氏名：

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一般社団) 鳥取県労働基準協会中部支部長 殿

(T e l ・ F a x 兼 用 0 8 5 8 - 2 2 - 9 0 5 4)

(申込書に記載された事項は、修了証交付の目的以外には使用しません。)